



八王子地本管内で発生した パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた事象について 不当処分・不当転勤の撤回を 求め共にたたかおう！

**12月6日15時 八地申第2号 3回目交渉決定！
誠実に答えろ！事実を捻じ曲げるな！**

三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で社員Aさん（2020年採用22歳）が勤務時間中、管理者からパワハラ・暴行を受ける事象が発生しました。しかし、驚くことにパワハラ・暴行を受けた社員Aさんが「管理者との面談中に管理者の指示に従わず退室を試みた際、制止した管理者を突き飛ばし傷害を負わせたことは社員として著しく不都合な行為であるため」という理由で加害者となり処分と出向が発令されました。JR東労組八王子地本はこの処分と出向を許さず、八王子支社に対し、不当処分・不当転勤の撤回を求め団体交渉を申し入れました。また、社員Aさんは暴行を受けた時は社友会に所属していましたが、社友会では守ってもらえないと思い、東労組に加入しました。JR東労組は全組合員と共に、社員Aさんと八王子地本と連帯し、不当処分・不当転勤の撤回を求めたたかっています。全組合員に今事象の経過と問題点を明らかにし、千葉地本も全組合員で共にたたかいます！この事象の詳しい内容につきましては、八王子地本のホームページ又は、機関紙「緑の風」の11月20日号をご参照ください。

八王子地本の
ホームページ



**JR東労組千葉地本はパワハラ・暴行を許しません！
不当処分・不当転勤撤回を実現するために、共にたたかおう！**